

公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H28.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%

(参考) H27.10.1時点 下水道事業 79.0%、簡易水道事業 80.3%

【3万人未満の団体も含む全地方公共団体】

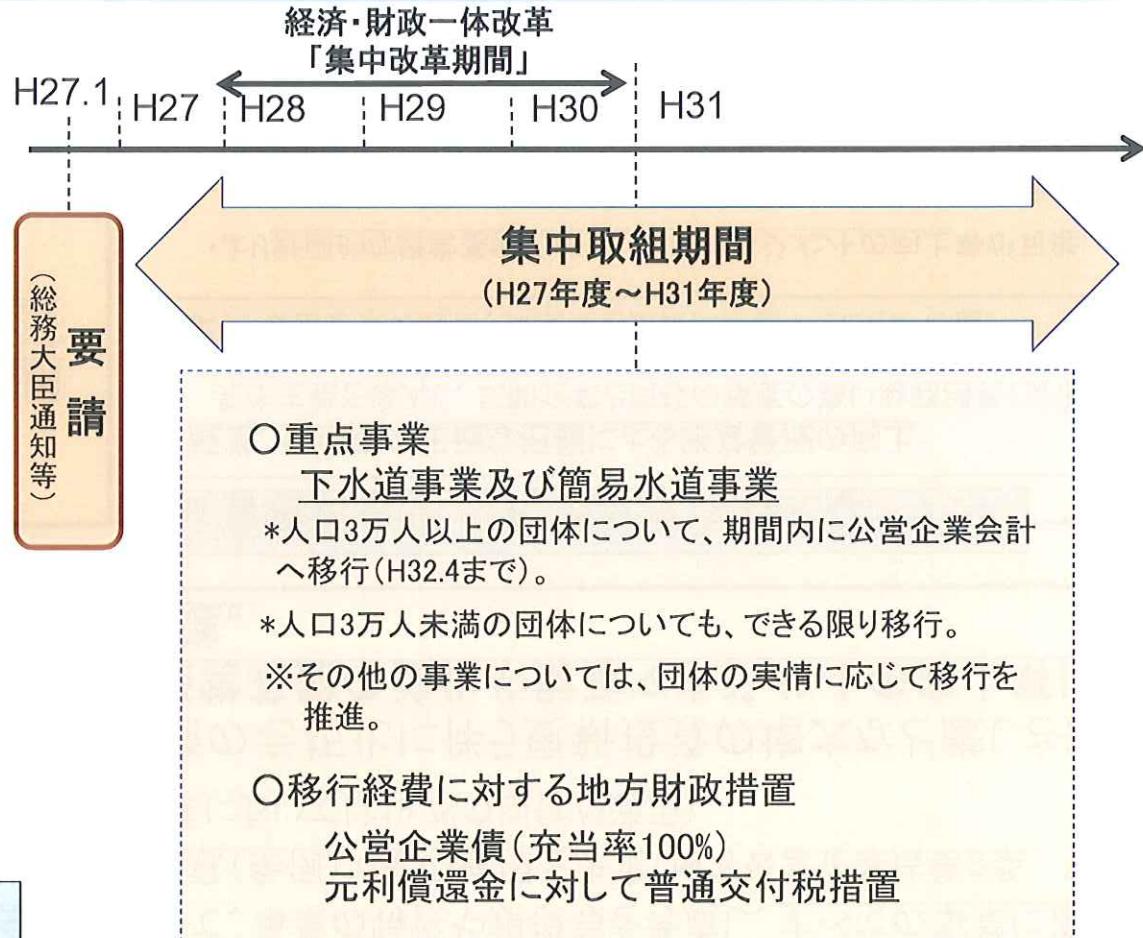
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 56.8%、簡易水道事業 56.7%

(参考) H27.10.1時点 下水道事業 47.4%、簡易水道事業 52.6%

【都道府県別の法適化推進担当者の設置】

- 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(27年11月)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(28年1月)。



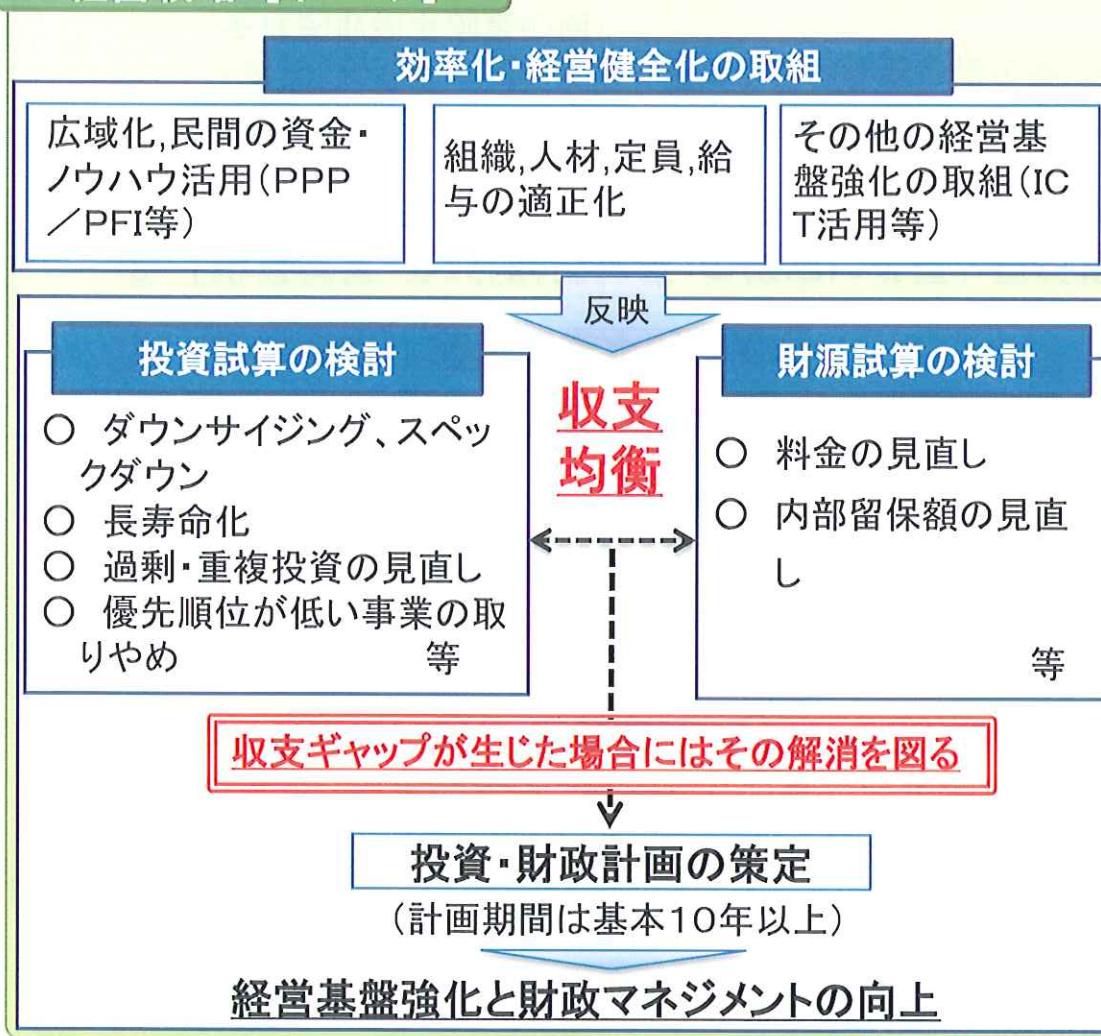
公営企業会計の適用の進捗状況を調査
各都道府県・市町村別に公表(毎年度)

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(H28.1月)
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成29年度~)



- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成28年度~30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出
(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援。